

## J-WEST JCBカードショッピングガード保険

### ショッピングガード保険(国内／海外)

補償金請求者：J-WEST JCBカード本会員・家族会員  
 補償期間：J-WEST JCBカード会員である期間  
 年間補償限度額：会員1名につき毎年4月1日から1年間の総補償金額は150万円限度

自己負担額：1回の事故につき3,000円  
 補償金額：カードご利用額あるいは購入店の領収書に記載された商品の購入金額(修理が可能な場合は修理金額)から自己負担額3,000円を控除した額を限度とします。  
 ※物品の購入に際しJ-WEST JCBカードと現金、商品券などを併用された場合には、カード利用額から自己負担額3,000円を控除した額を限度とします。

この補償サービスにおいて補償を受けられるのは、補償の対象となる物品を正当な権利をもって所有されている方とします。したがって、会員および家族会員ならびにこれらの方々から補償の対象となる物品を譲り受けた方も補償を受けることができます。ただし、いずれの場合も補償を請求することができるのは原則として会員に限られます。

引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社

お支払いする場合	補償の対象とならない物品	お支払いできない主な場合
補償期間内にJ-WEST JCB会員がJ-WEST JCBカードを利用して購入した物品(詳細は右記)で購入日(配達などによる場合には物品の到着日)から90日以内に偶然な事故(国内・海外問わず)によって損害を被った場合。	会員が購入した物品であっても次に掲げるものは補償の対象なりません。 (1)船舶(ヨット・モーターボートおよびボートを含みます。)航空機、自動車、原動機付自転車、自転車、ハングライダー、サーフボード、セーリングボードおよびこれらの付属品 (2)義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの (3)動物および植物 (4)現金、手形、小切手、その他の有価証券、印紙、切手、乗車券、自動車(鉄道・船舶・航空機の乗車券・航空券・定期券・宿泊券・観光券および旅行券をいいます。)旅行者用小切手およびあらゆる種類のチケット (5)稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの (6)自動車電話・携帯電話およびこれらの付属品 (7)食料品 (8)会員が従事する職業上の商品になるもの ※JCBギフトカードで購入した物品は対象なりません。 ※補償の対象とならない物品は上記以外に追加されることもございます。詳しくはP.5「お問い合わせ先」にご確認ください。	(1)会員または補償金を受け取る方の故意または重大な過失に起因する損害。 (2)補償の対象となる物品の自然の消耗または性質によるさび、かび、われ、変質、変色その他類似の事由またはねずみ喰い、虫喰いなどに起因する損害。 (3)補償の対象となる物品の設計・材質または製作の欠陥およびこれらの欠陥に起因する損害。 (4)戦争、暴動その他の事変に起因する損害。 (5)国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。 (6)核燃料物質の有害な性質に起因する損害。 (7)戦争、地震または噴火に起因する損害。 (8)水災、津波または噴火に起因もしくはこれらに隣伴して生じた損害。 (9)詐欺または横領に起因する損害。 (10)物品の誤った使用に起因する損害。 (11)物品の配送中に生じた損害。

## 保険金の請求について(手続き・必要書類)

### 1. 保険金請求手続き

#### ■海外旅行傷害保険

○ここで述べます保険金請求手続きは帰国後に請求をされる場合です。現地におきましてはP.5に記載いたしております「海外ホットライン」によって必要書類のお手配から保険金支払いまでを行なっております。ただし病院によっては、一時的にお立替えいただく場合がございます。帰国後保険金を請求される場合には現地でお手配できない右記「2.必要書類」に掲げる書類(一覧表の太枠内)を忘れずにお持ち帰りいただき、事故の日からその日を含めて30日以内に「損保ジャパンJCB事故受付デスク」あてに事故の内容をご報告ください。

※現地にて保険金請求手続きなどでお困りの場合も「海外ホットライン」をご利用ください。

#### ■国内旅行傷害保険

○お支払いの対象となる事故によって受傷され、または亡くなったときは会員または保険金を受け取るべき方は、事故の日からその日を含めて30日以内に「損保ジャパンJCB事故受付デスク」あてに事故の内容をご報告をください。

○会員または保険金を受け取るべき方が保険金の請求をされるときは、右記「2.必要書類」に掲げる書類をご提出ください。

#### ■ショッピングガード保険(国内／海外)

○お支払いの対象となる損害が発生した場合には、会員はただちに「損保ジャパンJCB事故受付デスク」あてに事故の内容をご報告をください。

○会員の方が保険金の請求をされるときは右記「2.必要書類」に掲げる書類をご提出ください。

○印は原則として必要書類、○印は場合によっては必要な書類、各請求書類はコピーしたものは認められません。※印は当社所定用紙があるものです。

### 2.必要書類

#### 海外旅行傷害保険

ご請求になる保険金の種類	治療費(傷害)	携行品盗取(傷害)	死亡(傷害)	後遺障害(傷害)	救護者費用(傷害)	賠償責任(傷害)	保険金	ご案内
必要書類	○	○	○	○	○	○	○	日本出国・入国のスタンプのページおよび顔写真ページのコピー。 事故のご報告後送らせていただきます。
パスポート	○	○	○	○	○	○	○	
※保険金請求書	○	○	○	○	○	○	○	
医師の診断書	○							現地発行のものをお持ちください。(注記の波線部分をご参照ください。)
治療費の明細書および領収書	○							病院への支払いがお済でない場合は病院からの請求書と一緒です。
死亡診断書または死体検案書(死亡時のもの)	○	○	○	○	○	○	○	診断書または検案した医師または病院発行のもの。
事故証明書	○	○	○	○	○	○	○	最寄り警察署または公安警察のもの、やむを得ない場合、第三者の証明で進めさせていただく場合がございます。
支出を証明する書類	○							現地で支出した費用の領収書
示談書・示談金額収書	○							作成してください。ただし大きな事故の場合は交渉を示談は避け「海外ホットライン」までご相談ください。
損害額(修理費など)を証明する書類	○							損害を自らの責任で修理費用を立証する書類(修理費用見積書、修理費用収書)、写真など
損害商品明細書	○							送付申しあげます請求書の所定欄をご利用ください。
損害額を証明する書類	○							損害品のご購入当時の領収書、保証書をお持ちでしたら、ご提示をお願いします。
死亡保険金受取人の印鑑証明書								市区町村役所で発行
会員の印鑑証明書								同上
除籍後の戸籍謄本								同上
法定相続人の戸籍謄本								同上
委任状								必要な場合は別途保険会社よりご案内させていただきます。
※後遺障害診断書								同上
その他の書類	○	○	○	○	○	○	○	※前記J-WEST JCBカードが公共交通安全利用時は募集型企画旅行の料金お支払い(お支払)に該当しない場合は「お支払」の欄に「○」を記入してください。

(注)本保険請求後、健康保険には確認後お返しいたします。請求金額が30万円以下の場合には診断書を省略することが可能な場合があります。疾病の場合は事故証明書は必要ありません。

#### 国内旅行傷害保険

ご請求になる保険金の種類	死	亡	後遺障害	入院	手術	ご案内
必要書類						
※保険金請求書	○	○	○	○	○	必要事項をご記入のうえ署名・捺印ください。
事故証明書	○	○	○	○	○	事故の形態により交通事故証明書・罹災証明書などをご提出ください。
※傷害状況報告書	○	○	○	○	○	必要事項をご記入のうえ署名・捺印ください。
死亡保険金受取人の印鑑証明書	○	○	○	○	○	市区町村役所で取り付ください。
会員の印鑑証明書	○	○	○	○	○	同上
死亡診断書または死体検案書	○	○	○	○	○	医療機関で作成ご依頼ください。
※後遺障害診断書	○	○	○	○	○	同上
除籍後の戸籍謄本	○	○	○	○	○	市区町村役所で取り付ください。
法定相続人の戸籍謄本	○	○	○	○	○	同上
※医師の診断書						医療機関で作成をご依頼ください。
※同意書						会員またはご家族が署名・捺印ください。
※委任状						会員以外の方が保険金を請求・受領される場合に必要です。
会員が公共交通乗用具に搭乗する以前に、J-WEST JCBカード会員がその料金をJ-WEST JCBカードにより支払ったことを証明する書類	○	○	○	○	○	
会員が利用する宿泊施設の費用をJ-WEST JCBカードにより支払うまたは支払ったことを証明する書類 ●お支払伝票(または旅行業者の予約確認書)	○	○	○	○	○	
会員の参加する募集型企画旅行が宿泊を伴うものであることを証明する書類および、その料金をJ-WEST JCBカードにより支払ったことを証明する書類	○	○	○	○	○	
その他の書類	○	○	○	○	○	必要な場合は別途保険会社よりご案内させていただきます。

#### ショッピングガード保険(国内／海外)

ご請求になる保険金の種類	盗難事故(盗取)	被損事故(盗取)	火災事故(盗取)	その他の事故(盗取)	ご案内
必要書類					
保険金請求書(所定用紙)	○	○	○	○	必要事項をご記入のうえ、署名・捺印ください。
罹災証明書および盗難届出済証明書	○	○	○	○	管轄の警察署・消防署でお取り付ください。
修理費請求書または見積書	○	○	○	○	購入先または修理先でお取り付ください。
JCB売上票(お客様控え)	○	○	○	○	
写真	○	○	○	○	
その他の関係書類	○	○	○	○	必要な場合は別途保険会社よりご案内させていただきます。

(注)破損の場合、損害保険ジャパン株式会社にご連絡される前に被害品を処分された時は、保険金のお支払いに差し障りの生じることがあります。

## J-WEST JCBカード傷害保険

被保険者：J-WEST JCBカード会員(家族会員も含まれます。)

補償期間：J-WEST JCBカード会員である期間

### 傷害保険金額一覧

#### 1. 海外旅行傷害保険(カード利用条件あり)

○補償内容

傷害による死亡・後遺障害	最高2,000万円
傷害による治療費用	100万円限度
疾病による治療費用	100万円限度
賠償責任	2,000万円限度
携行品の損害(自己負担額1事故3,000円)	20万円限度
救護者費用等	100万円限度

○適用条件：海外旅行に関する所定の料金のお支払いにJ-WEST JCBカードをご利用いただいた場合、海外旅行傷害保険が適用されます。  
 ※J-WEST 仮発行クレジットカードのご利用は対象外です。  
 ※所定の料金とは…

①「搭乗する公共交通乗用具」または②「参加する募集型企画旅行」の料金。募集型企画旅行は、日本出国前にJ-WEST JCBカードをご利用いただいた場合に限りま。

○責任期間(保険の対象となる旅行期間)：「適用条件」に合致する海外旅行について、海外旅行の目的をもって日本国内の住居を出発してから住居に帰着されるまでの間で、かつ、日本を出国した前日の午前0時から日本に入国した翌日の午後12時までが責任期間となります。ただし、その料金のお支払いにJ-WEST JCBカードをご利用いただいた時以降に限りま。また、1回の海外旅行ごとの責任期間は、それぞれ次の期間をもって限度とします。

①日本出国前に公共交通乗用具または募集型企画旅行の料金のお支払いにJ-WEST JCBカードをご利用いただいた場合は日本出国時から3か月後の午後12時までの旅行期間。  
 ②①に該当しない場合で、日本出国後に公共交通乗用具の料金のお支払いにJ-WEST JCBカードをご利用いただいたときは、最初の利用時から3か月後の午後12時までの旅行期間。

#### 2. 国内旅行傷害保険(カード利用条件あり)

○補償内容

①公共交通乗用具搭乗中の傷害事故	死亡・後遺障害	最高1,000万円
②旅館・ホテル宿泊中の火災・爆発による傷害事故	入院	日額2,000円
③宿泊を伴う募集型企画旅行参加中の傷害事故	手術	2,000円×(10~40倍)
	通院	-

○適用条件：国内旅行に関する所定の料金のお支払いに事前にJ-WEST JCBカードをご利用いただいた場合、J-WEST JCBカード会員とご家族(J-WEST JCBカード会員配偶者及び、生計を共にする同居の親族及び、別居の未婚の子)に国内旅行傷害保険が適用されます。  
 ※J-WEST 仮発行クレジットカードのご利用は対象外です。  
 ※所定の料金とは…

①「搭乗する公共交通乗用具」、②「旅館、ホテルなどの宿泊施設」、③「参加する募集型企画旅行」の料金。

#### 3. 注意事項

※死亡保険金の受取人は、被保険者の法定相続人、その他の保険については被保険者となります。ただし、救護者費用保険金については、被保険者または法定相続人のうち、当該費用を負担した方となります。

※J-WEST JCBカード付帯の旅行傷害保険(海外・国内)の死亡・後遺障害保険金額および入院・通院保険金額(国内のみ)につきましては、他のクレジットカード付帯の保険契約から同時に保険金が支払われる場合には、これらの契約のうち最も高い保険金額を限度として保険金が支払われます。(後遺障害保険金は最も高い保険金額に普通保険約款に定める支払い割合を、手術保険金の場合は最も高い入院保険金日額に普通保険約款に定める倍率を乗じた金額をそれぞれ限度として支払われます。)

※海外旅行傷害保険(死亡・後遺障害保険金を除く)の各種保険金につきましては、他の旅行傷害保険から同時に保険金が支払われる場合、これらの契約の保険金額を合算した額の範囲内で実際の損害額を限度として保険金が支払われます。

※補償内容については諸般の事情により一部変更することがございます。詳しくはP.5の「お問い合わせ先」にご確認ください。

## 保存版

# 保険のご案内

## J-WEST JCBカード会員用

### INSURANCE BOOK

J-WEST JCBカードに付帯されている各種保険についてご案内いたします。ご一読のうえ保存されますようお願いいたします。また、海外旅行の際は緊急時に備えご携帯ください。

### INDEX

#### ■傷害保険

- 海外旅行傷害保険……………2~4,8
- 国内旅行傷害保険……………2~4,8
- ショッピングガード保険(国内／海外)……………6~7

#### ■保険金の請求について

- 保険金請求手続き……………6~7
- 必要書類……………6~7

#### ■海外でお困りの際のホットラインサービス

- 海外ホットライン……………5

#### ■国際電話のかけ方

- ……………5

#### ■事故時の連絡先・お問い合わせ先

- ……………5

引受幹事保険会社：損害保険ジャパン株式会社



700600300

海外旅行傷害保険（カード利用条件あり）		P.8の記載もあわせてご確認ください。	
保険の種類	保険金額	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金※
傷害	死亡後遺障害	最高2,000万円	旅行期間中の事故によるケガが原因で事故の日から180日以内に死亡または後遺障害を生じたとき。
	治療費用	1回の事故につき100万円限度	旅行期間中の事故によるケガが原因で医師の治療を受けたとき。 ※事故の日から180日以内に要した費用に限ります。
疾病	治療費用	1回の病気につき100万円限度	旅行期間中に発病または原因が発生し（特定の感染症の場合は感染し）旅行期間中または旅行行程終了後72時間を経過するまでに（特定の感染症の場合は30日間を経過するまでに）医師の治療を受けられたとき。 【特定の感染症】コロナ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルク病、コングジオイデス症、アング熱、顎口虫（がらごうちゅう）、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎臓慢性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ジエネラ性腸炎、腸チフス、ワイルス熱、レプトスピラ症 ※発症の初発日から180日以内に要した費用に限ります。
	賠償責任	1回の事故につき2,000万円限度	旅行期間中に誤って他人をケガさせたり他人のものを壊したりして、被害者から法律上の損害賠償を請求されたとき。
携行品損害	1旅行中20万円限度 保険期間中100万円限度 自己負担額1回の事故につき3,000円	旅行期間中に携行する身の回り品（被保険者の所有するもの）が盗まれたり、事故により壊れたりしたとき。	下の①、②のうち実際に支出された金額を1回の事故につき保険金額を限度としてお支払いします。
	救援者費用等	100万円限度	被保険者および親族の方が実際に支出した次の費用で損害保険ジャパン株式会社が必要と認められた費用を保険期間中、保険金額を限度としてお支払いします。 ①捜索救助費用 ②救援者の現地までの往復航空運賃などの交通費 ③救援者のホテルなど宿泊施設の客室料（救援者1名につき14日分まで） ④救援者の渡航手続費、現地での諸雑費 ⑤現地からの移送費 ⑥遺体処理費用（100万円限度） 上の②から④の費用は上表の金額が限度となります。また、3日から6日までの入院の場合には、⑤の移送費用は支払われません。 ※私民院を受けた金額、負担することを予定していた金額、傷害治療費用または疾病治療費用で支払われべき金額は差し引きます。

※上の表中の「お支払いする保険金」欄に上限金額が明記されている項目につきましては、他の海外旅行傷害保険契約との重複がある場合でも、実際に支払われる保険金の合計額は明記されている額が上限となります。  
※旅行をキャンセルした場合などに新たに生じるキャンセル代などにつきましては、補償の対象とはなりません。

## 国内旅行傷害保険（カード利用条件あり）

※保険金をお支払いする場合①～③の利用料金をカード会員がJ-WEST JCBカードで支払いする場合に補償の対象となります。

国内旅行傷害保険（カード利用条件あり）		P.8の記載もあわせてご確認ください。	
保険の種類	保険金額	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
傷害	死亡後遺障害	最高1,000万円	旅行期間中の事故によるケガが原因で事故の日から180日以内に死亡または後遺障害を生じたとき。
	入院	1日につき2,000円 手術保険金2,000円×倍率	①被保険者がJ-WEST JCBカードにより国内航空機、船舶等の公共交通乗用具の搭乗券を購入し、乗客として当該公共交通乗用具に搭乗中に損害を被り、右の(1)～(4)に該当した場合。 ※航空機に搭乗の場合は、航空機の乗客に限り入場が許される飛行場構内における傷害事故および航空機の不時着陸時の接続交通乗用具搭乗中を含みます。 ②被保険者が株式会社JCBトラベルもしくはJCB加盟の旅行代理店、宿泊施設、運輸会社などで宿泊施設の予約を行い、その料金をJ-WEST JCBカードでチェックイン以前に支払い宿泊施設の火災・爆発事故により損害を被り、右の(1)～(4)に該当した場合。 ③被保険者がJ-WEST JCBカードにより宿泊を伴う募集型企画旅行の料金を支払い、これに参加中に傷害を被り、右の(1)～(4)に該当した場合。
通院	—	①治療のために必要な次の費用 (1)診療費・手術費など診療関係費、入院費 (2)病院までの交通費、緊急送付費、転院費（入院先の病院で治療が困難な場合など） (3)ホテル客室料（入院が不可能である場合など） (4)通訳費用 (5)義手・義足の修理費（傷害治療のみ） 入院により必要となった身の回り品購入費（5万円限度）、通信費（1回の事故につき、合算して20万円限度） ②入院または通院により必要となった旅行行程復帰または、帰国のための交通費、宿泊費（本来帰国に要すべき費用を除きます。）	下の①、②のうち実際に支出された金額を1回の事故につき保険金額を限度としてお支払いします。 ①法律上支払わなければならない損害賠償金 ②保険会社が妥当と認めた以下の費用 ・損害防止軽減費用 ・緊急費用 ・訴訟費用など

■国内旅行傷害保険において「募集型企画旅行」とは …………… あらかじめ旅行の日程・交通手段・宿泊施設・旅行代金が旅行会社により決められており、参加者を募集する形態の旅行（平成16年12月16日国土交通省告示第1593号に定められた標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に規定するものをいいます。）をいい、会社の慰安旅行や業務出張などあらかじめ参加者が決定している旅行は募集型企画旅行とはなりません。

「募集型企画旅行に参加中」とは …… 募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関など（募集型企画旅行に参加するために個別に利用する機関は含みません。）を利用した時から最後の運送・宿泊機関などの利用を完了するまでの期間をいいます。ただし募集型企画旅行の行程から離脱した期間は除きます。

「公共交通乗用具」とは …………… 航空法、鉄道事業法、海上運送法などに基づき、それぞれの実業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶などをいいます。

※国内旅行傷害保険において入院保険金・手術保険金・通院保険金は、事故日を含めて7日以内に治療を終了された場合にお支払いの対象とはなりません。

## 病気やケガをされた場合や損害賠償を請求された場合、身の回り品の盗難・損害にあった場合 24時間日本語相談 海外ホットライン

本サービスは、事前にご利用可否の確認が必要となる場合がございます。ご利用までにお時間をいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

電話番号は次のとおりです。  
【ご注意】携帯電話は、ご利用になれない場合があります。

お客様のご滞在先	電話番号
北米・中南米	1-833-950-0893
ヨーロッパ・中近東・アフリカ	0800-90-6165
アジア	800-8110-824
オセアニア	1-800-718-264
その他の地域	(81) 50-3820-1301

(注1) その他地域もしくは、トルフリーダイヤルがご利用出来ない場合は、コレクトコールで「海外ホットライン」までご連絡ください。  
(注2) 地域によってサービスの適用が受けられない場合もございますのでご注意ください。

## 国際電話のかけ方

### ●コレクトコールのかけ方

お客様自身で直接、またはどなたかに頼んでコレクトコール（料金受信人払い通話）で電話をしてください。

(注) ご滞在地域の事情によりコレクトコールを依頼できない場合があり、この場合の電話料金は自己負担となりますのでご注意ください。

(参考) オペレータに国際電話（コレクトコール）を申し込む場合の英会話例：  
ホテルの客室からかける場合、まず受話器をとってオペレータを呼び出します。

オペレータ: This is the overseas operator. May I help you?  
(オペレータです)

お客様: I want to make an overseas collect call to Paris. Telephone number is 1-4185-8560 for Prestige Global Solution. This is Miss Michiko Aoki in room 201.  
(コレクトコールをお願いします。電話番号は1-4185-8560のプレステージグローバルソリューションです。こちらは201号の青木みち子です。)

オペレータ: Hang up, please.  
(一度切ってお待ちください)  
※Hold the line please. と言われたら、電話を切らずにそのまま待ちます。  
オペレータ: Thank you for waiting. Prestige Global Solution is on the line. Go ahead, please.  
(お待ちせました。お出ましたのでお話しください。)

○オペレータが、こう言ったら……  
・Hold on, please. または、Hold the line, please. (電話を切らずにそのまま待つ)  
・Hang up (and wait), please. (一度切って待つ)  
・Mr.A is on the line. (Aさんがお出ました)  
・Go ahead, please. (どうぞお話しください)  
・The line is busy. または、The number is busy. (お話し中)

## ■事故時の連絡先

海外旅行中にケガ・病気をされた場合や、損害賠償を請求された場合、携行品の損害が生じた場合などは上記の「海外ホットライン」をご利用ください。

・日本国内での連絡先

『損保ジャパンJCB事故受付デスク（JCBカード自動付帯サービス専用）』  
0120-258-554 受付時間 9:00AM～5:00PM 日・祝休

・上記受付時間外の連絡先

『海外ホットライン』  
0120-08-1572(無料) 018-888-9547(無料電話がご利用になれない場合)

受付時間 24時間 年中無休

・海外からの連絡先

『海外ホットライン』  
(81) 50-3820-1301 受付時間 24時間 年中無休

※「損保ジャパンJCB事故受付デスク」における事故受付の際、保険会社がJCB会員資格有効性を確認するために、会員番号をご申告いただいております。

## ■お問い合わせ先

○J-WESTカードデスク  
大阪 06-6947-7730 福岡 092-712-5570  
受付時間 9:00AM～5:00PM 日・祝・年末年始休

※電話番号は、お間違いのないようおかけください。  
※一部の電話機でご利用になれない場合があります。

※左記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、別途普通保険約款および特約に基づきますので、詳しくはP.5の「お問い合わせ先」にてご確認ください。

\*危険なスポーツとは、以下のものをいいます。  
山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの)、リューージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機など)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

・被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失  
・被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為  
・被保険者の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転  
・被保険者の脳疾患、疾病、心臓喪失  
・戦争、その他の変乱  
・放射線照射・汚染、原子核反応  
・危険なスポーツ(※参照)中のケガ  
・地震、噴火または津波  
・「旅行中」の事故でない場合  
(1) 通勤・通学中の事故(往復途上の立ち寄り時を含む)  
(2) 通常業務範囲内での移動中の事故(ただし、出張旅行中の事故は除きます)  
(3) 日常生活範囲内での買い物や遊興目的の外出中など、旅行を目的としない外出中の事故例) 買い物、飲食、習い事、スポーツジムへの往復、病気、ケガの治療、同好会・チーム活動参加などの往復、映画鑑賞、観劇(コンサート・舞台・ミュージカル)、スポーツ観戦、パチンコ、麻雀、競輪、競馬、競艇、ゲームセンター、カラオケ など

また、原因のいかんを問わず頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)および腰痛で他覚症状のないものについては保険金をお支払いできません。

\*危険なスポーツとは、以下のものをいいます。  
山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの)、リューージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機など)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動